

■返戻金制度について

当社では、紹介した求職者が入社後 6 ヶ月以内に専ら自己都合により退職した場合に、受領した手数料の一部を返金する制度を設けています。利用申込書または契約書等の該当条項を合わせてご確認ください。

請求基準日※から 6 か月以内に、専ら候補者の自己の都合により又は候補者の責めに帰すべき事由により雇用契約等が解除又は終了した場合(以下「契約終了等」といいます。)、申込者が当社に対して当該契約終了等の申し入れがあったときから 1 か月以内にその事実を通知した場合、当社は申込者から受領した紹介料金を以下のとおり返還します。申込者と候補者が 6 か月以内の有効期間を定める雇用契約等を締結した場合には適用しません。

- ・請求基準日から 1 か月以内に契約終了等した場合:紹介料金の 80%
- ・請求基準日から 3 か月以内に契約終了等した場合:紹介料金の 50%
- ・請求基準日から 6 か月以内に契約終了等した場合:紹介料金の 10%

※候補者が雇用契約等に基づき入社した日又は業務を開始した日のうちいずれか早い日

許可番号	13-ユ-307946
事業所の名称 及び所在地	フォースタートアップス株式会社 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号 麻布台ヒルズ 森 JP タワー 31 階